

第 1 2 回教育委員会定例会会議録

平成 2 2 年 1 2 月 2 1 日（火）

場所：国立市役所教育委員会室

出席委員	委員	長	佐藤路子
	委員長職務代理者		米田雅子
	委員		中村雅子
	委員		嵐山光三郎
	教育	長	
出席職員	教育次	長	是松昭一
	教育庶務課	長	武川芳弘
	学校指導課	長	悴田康之
	生涯学習課	長	尾崎重明
	給食センター	一所長	石田進
	公民館	長	荒井敏行
	図書館	長	森永正
	指導主事		市川晃司
	指導主事		窪田香

国立市教育委員会

午後2時00分開議

○【佐藤委員長】 皆様、こんにちは。ことしも残すところあと10日ほどになりました。子どもたちは今週終業式を迎え、学校は冬休みに入ります。この時期は、ふだんなかなか会えないさまざまな人に会う機会もふえ、あいさつや受け答えの経験を積むよい機会になるのではと思います。また、年末年始ならではの慣習や食文化など、毎日の生活の中で日本の伝統や文化に触れる貴重な時期でもあります。ぜひ有意義な冬休みを過ごしてほしいと思います。

なお、本日は、ことし最後の定例会になります。新しい年へとつながるような前向きな話し合いになりますように、委員の皆様にはご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これから平成22年第12回教育委員会定例会を開催します。

きょうの会議録署名委員を嵐山委員にお願いします。よろしいでしょうか。

○【嵐山委員】 はい。

○【佐藤委員長】 それでは、議事に入ります。



○議題（1） 教育長報告

○【佐藤委員長】 最初に、教育長報告をお受けいたします。

是松教育次長、お願いします。

○【是松教育次長】 それでは、11月16日に開催されました第11回定例教育委員会以後の昨日12月20日までの教育委員会の活動についてご報告を申し上げます。

11月17日水曜日、第五小学校を市教委訪問いたしました。同日、東京都市教育長会が開催され、教育次長が出席いたしました。また、中央図書館において、図書の宅配サービスをこの日より開始しております。

11月18日木曜日には、平成23年度の学校配当予算編成説明会を開催いたしました。同日、図書館協議会を開催しております。また、同日より20日まで、山口県下関市で開催されましたプレ国体のウェイトリフティング種目の視察を生涯学習課長ほか担当職員が行っております。

11月24日水曜日に、第二小学校を市教委訪問いたしました。

11月25日木曜日には、給食センター運営審議会を開催しております。

11月27日土曜日に、一橋大学グラウンドにおきまして、来る来年の3月21日に味の素スタジアムで開催されます中学生の東京駅伝に関する選手選考会を、一中、二中、三中、そして桐朋中学の生徒を含めて実施しております。

12月1日水曜日に、市議会第4回定例会が開会いたしました。同日、「東京都教育の日」推進事業の視察ということで、東京都教育庁の大原教育長が第五小学校の体力向上プランを視察しております。

12月2日木曜日に、校長会と給食センター献立作成委員会を開催しております。

12月3日金曜日には、文化財保護審議会を開催いたしました。

12月4日土曜日に、第二小学校において創立60周年記念式典をとり行っております。

12月8日水曜日、副校長会、

12月9日木曜日に、体育指導委員会を開催いたしました。

12月10日金曜日には、市議会の総務文教委員会が開催されました。

12月13日月曜日、給食センター物資納入登録業者選定委員会、

12月14日火曜日に、公民館運営審議会、

12月16日木曜日には、図書館協議会を開催しております。

12月20日月曜日、市議会の第4回定例会が閉会いたしました。

教育長報告は以上でございます。

○【佐藤委員長】 教育長報告が終わりました。ご意見、ご感想などございましたらお願いします。
米田委員。

○【米田委員】 それでは、今、教育長報告からありました中で、11月17日の五小への市教委訪問、それと11月24日水曜日の二小への市教委訪問について、報告と感想を申し上げます。

市教委訪問も五小と二小で小学校8校、中学校3校全部終了ということで、特に五小、それから二小とも校内研究に関しては奨励校指定になっております。そういったことで校内研究もかなり活発に、そして各先生たちが協力して行われていたというふうに思います。

まず、五小についてですが、五小の場合には科学的リテラシーということの研究の中で、「くにごメソッド」ということで子どもへの課題の取り組み、そして研究、まとめというのを積み重ねてやっています。その波及を単に科学だけではなくに各教科でやろうということで、「くにご授業改善プログラム」ということをこの研究授業では取り組んでおりました。大きなテーマとしては「知識・技能の活用」ということで、各教科「基本的な知識・技能をどう活用していくか」というテーマを設定してやられておりました。

研究授業としては、6年生の国語の授業ということで、活用という観点から、今まで取り組んできた文章を読むということから、その活用として、いかに書くことを身につけていくかという、そういう授業が展開されておりました。

そして非常に難しいこととしては、書く方法として、文章の構成からそれに迫ろうという授業で、今まで読んできた文章を、それを文章の構成ということから見直して、そして実際に文章を書く際の参考にするという、そういう授業でした。事前の準備として、どういう文章の構成があるかというようなパターンを幾つか例として子どもたちに学ばせ、そしてノートにまとめさせた上で、自分が実際に書く場合にはどういうパターンで文章の構成を考えるかという、そういう授業で、読むということと、また書くということはちょっと水準が違うというようなこともありまして、なかなか難しいテーマでありましたけれども、子どもたちが相手に伝わるような文章の構成、それから内容ということを考えて上で、実際にそれが書けるようになるということを目指していく上で非常に意欲的なテーマであったというふうに思います。

研究協議会でも、「読むというものの活用が書くということにつながるのか」とか「書く際のいろいろな基本的な知識とか、そういったことを文章の構成から迫るといのはなかなか難しい」という意見とか、非常に活発な意見が出されておりました。奨励校で1月以降の発表があると思いますので、中間報告的な研究授業になっておりました。

それから10月24日、二小の研究授業ということで、この研究授業もまた国語の授業ということで、表現豊かな言葉で伝え合おうという言語活動ということを中心に研究授業が行われておりました。具体的なテーマとしては、育成会の方々の協力の上で「昔遊び」、こま回しとかめんことかベーゴマとか、そういう遊び方を教わった上で、自分たちが遊びのおもしろさ、それから「コツ」と言っておりましたけれども、どうやったらうまくできるかということや2年生に伝えるためにはどうしたらいいかというようなテーマになっていて、それぞれ自分の興味のある遊びを選んだ上で、この授業の場合には特にどういうコツが必要かというようなことを話し合って発表しておりました。

ただ、「昔遊び」といっても、今、子どもたちが実際に日常的にやっているわけではないので、コツまでうまく伝えられるかどうかというのは、言語活動という以前に少し難しいテーマだったのかなというふうに思いました。学校指導課長も「コツというよりは遊び方の説明がうまくできるという水準で言語活動につなげていけばいいのではないか」というような、そういうサジェスションをしてもらっていました。

五小、二小とも、これは奨励校ということで、先生たちが4月の初めから真剣にこのテーマに取り組んで、そしてテーマとしては非常に大きなテーマですが、両方共通することとしてはコミュニケーション能力、それをいかに話すにしろ書くにしろ、つけるということが大切であるということをも前提に研究を進めてもらっているというふうに思いました。

それと12月4日の60周年の記念式典、非常に学校、先生方、さらには地域の方、それから卒業生、そういった方たちが協力して非常に華やかな式典になりました。「こころ 伝え」ということでテーマを決められて、式典、さらには祝賀会が開催されましたが、卒業生から校旗がプレゼントされたり、さらには、周年記念ということで冊子がつくられましたが、それも社会科の教科書の副読本として使えるような資料として編集されているということで、この式典だけではなしに後々利用できるような、そういうものになっていたというふうに思います。

実際の式典は4年生から6年生までの在校生が参加し、そして子どもたちの呼びかけでお祝いの会を盛り上げるというような形をとっていましたし、それからアトラクションとしての記念演奏でも、子どもたちの金管バンドが非常に短い期間で、去年から始めたということですがけれども、非常に立派な演奏というのを見て、小学校の子どもたちも頑張るとすごいことができるのだなという思いで拝見しておりました。

このように60周年を迎えた二小の式典で、今までの二小のあり方を振り返り、そして未来につなげていくという、そういったことを中心にした非常に心温まる、そういう式典だったと思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 それでは、五小と二小の学校訪問については、今、米田委員から詳細な報告がありましたので、私は11月17日、五小の学校訪問で拝見した体力向上プランにおける活動について一言申し上げたいと思います。

2時間目と3時間目の間のやや長い休み時間に子どもたちが全員外に出て、各場所にいろいろな運動の課題があって、ソフトボールを投げたりとか片足飛びとか、遊びながらできるような活動を多種類用意してあるというところで工夫がなされていると思いました。そこで、クラスごとにやるので、先生たちも校庭に出て一緒にやっているのがよかったと思うのです。

昔は、こういうことを組織しなくても子どもがどンドン遊んで、休み時間といえば私もすぐに外に出た口なのですがけれども、今の子どもたちは学校から帰ってからもなかなか思いっきり体を動かして遊ぶ機会も少なくなっているのではないかと思います。そういう中で、子どもの体を動かす遊びまでもこちらで一生懸命組織しなければならぬ時代になってしまったのかなと思いましたけれども、そういう現状を踏まえて、なるべく楽しく子どもたちが遊びながら体力もつくっていったらいいと思います。

大原教育長が見に来たそうですので、どのようなご感想を持っていらしたのか参考までに聞かせて

いただければと思います。

それから二小の60周年記念式典に私も参加させていただきました。式典として2年前から実行委員会をつくって、PTAの方たちもいろいろとご努力があったことと思います。先ほど米田委員もおっしゃいましたけれども、これを記念した冊子が配られて、それが地域の歴史を随分と書いている。これが教材としても使えるということは、今回だけでなく、子どもたちへのプレゼントとしても非常に意義のあることだと思いました。

PTAの歴代の会長さんとか、卒業生の方なども見えていました。これを機会に同窓会をつくるのか、そういう動きもあるようですけれども、二小の歴史の中にいろいろなことがあったとしても、全体として二小ですので、親の方とか卒業生とか、かつてお勤めになった先生方とかが一緒に思いを共有できるような、そういう二小の歴史というものをこれからも語り伝えていっていただきたいと思いました。

以上です。

○【佐藤委員長】 では、12月1日の都の教育長の視察につきまして、報告をお願いします。

市川指導主事、お願いします。

○【市川指導主事】 私のほうで参加をさせていただきました。大原教育長以下、都の体育健康教育担当課長、その他広報課長、広報係等数名いらっしゃったのですけれども、特に大原教育長がおっしゃっていたのは3点です。

1点目が、「体力低下への危機感を持っている。特に東京都は全国と比べても低下傾向にあるので」ということが1点目。

2点目が、「体力向上について、基本は体育の授業の充実である」、これはおっしゃっていました。ただ、それだけでは、先ほど中村委員おっしゃったように生活様式が昔と異なっていますので、意図的、計画的に子どもたちに仕掛けないと体力向上はついていけない、上がらないということで、非常に工夫しながら五小の先生方はやっていたらっしゃるということが感想としてありました。

3点目は、具体的な話になりますが、体力テストの種目と関連づけて14の国立五小オリジナルのものをつくっているのです。そこは大変よろしいのではないかとというようなことでした。

ただ、1点、クラスごとにやるということで「子どもさんはやりたいものをやりたいということはないのですか」という質問がありまして、「ただ、今1回目なので、とりあえずすべて経験をさせてから、その後好きなものという手順で五小としては進んでいく」、そんなことをおっしゃっていました。

以上です。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

五小の取り組みについてお話がありましたけれども、国立市内の各校で具体的に体力・運動能力の向上については取り組んでいただいていると聞いております。また、先日、第3回の体力テストの結果が公表されましたけれども、8種目の合計点はほとんど変化がなく横ばいという一般的な見方がありました。その中で、体育の授業以外は運動をほとんどしない子が一番の問題ではないかという、先程の市川指導主事のお話にも通じる記事が載っていました。

県別の結果もありましたが、中には休み時間にドッジボール大会など1日30分運動に取り組みながらも結果が出なかったという県も紹介されていて、関係者の話として家庭への働きかけが十分ではなかったのではということでした。

前から言われていますように、体力・運動能力の向上は、学校だけではなくて家庭や地域の取り組み、それから問題意識を持つことが不可欠であると言われていています。それは、全国的な課題だと思えますけれども、国立市にとってもこれからの大きな課題ではないかと思えます。

それからまた、幼児期からの運動経験が大切であるということがよく言われています。教育委員会で話題が出るのは小・中学生です。また、体力テストも小・中学生の結果ですので、どうしてもそこに目が行きがちですけれども、幼児期から運動の楽しさを伝えていく工夫が今しきりに言われています。また、中には9歳までの遊びを通した運動によって、基本的な運動能力が培われるという話も出ています。これは何か特別な運動をすとか時間を設けるとかスポーツクラブに通うとか何の球技をさせればということではなくて、外で思い切り遊ぶ習慣の中で「走る・ける・投げる」など基本的な運動能力がついていくということです。

その中で、しばらく前なのですけれども、新聞に玩具の輸入販売会社が行った調査結果があったのですけれども、その調査の中で「子どもの運動能力は素質で決まる。体を動かす遊びやスポーツの経験とは関係がない」と考える母親が、4割以上、半数近くを占めたとあったのです。本来は経験が重要です。この結果が出たことについては、「親子の運動能力が似ているように見えるのは、親が運動が好きだと子どもも体を動かす機会が多く、運動嫌いが少なくなるためではないか」という分析がありましたけれども、このあたりも私は非常におもしろくて、さもありなんかなと思いました。

ぜひ幼児期からの運動、これは教育委員会だけではなくて、国立市も子どもの育成にかかわる課ができたと思います。そのあたりの連携というか、正確で有効な情報を伝えながら具体的に取り組みが進めばいいと思います。また、入学前の幼稚園・保育園でも、体力向上に試行錯誤しているということでもいろいろな取り組みがさまざまな媒体で紹介されています。そういう記事を見ると、小学校や中学校の先生から、「とにかく小学校に上がってくる子どもの運動能力が非常に低い。くつひもが結べない。スキップができない。行進の手足がぎくしゃくする。そういう自分の体を思うように動かせない子がふえている」ということで、幼稚園・保育園にぜひ働きかけをお願いしたいということがきっかけだという話もよく聞きます。

このあたりの幼保の連携、これからだと思いますけれども、それから家庭への働きかけという視点から、学校指導課で何かお話しただけのことがありましたらお聞きしたいと思います。

悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 幼保との体力づくりについての連携については、今後の課題だなというふうに思っております。家庭への働きかけにつきましては、今、学校がそれぞれ取り組みを進めているところですので、周知をする中で家庭の協力をいただきたいことということで今後さらに触れていくことになろうかと思っております。

以上です。

○【佐藤委員長】 よろしく申し上げます。学校指導課にもう2つほどお聞きしたいのですけれども、教育長報告にはなかったのですが、11月下旬の新聞の多摩版に、新潟県の上越市内の小学校6年生が桜を保護する活動を通して国立市内の小学生と交流をしたという記事がありました。もしその様子をお伝えいただけましたらお願いしたいと思います。

もう1点は、この間、校長会、副校長会があったというお話がありました。その中で先日、文科省がこれまで公表してこなかったいじめ解決率を今年度分から公表する方針を決めたという報道がありました。これは、いじめ防止対策の1つとして、地域で課題をオープンにして知恵を出し合っていじ

め解決に積極的に取り組むことを促すねらいであったとあります。もちろん解決率の向上でいじめが根絶するというのではないですけれども、あらゆる策を総動員していじめの対応に当たるという姿勢のあらわれなのかなと思っています。

解決率に関しまして、校長会、副校長会でのお話、あるいは市教委としてお話しすることがあればお願いしたいと思います。

悴田学校指導課長、お願いします。

○【悴田学校指導課長】 新潟の小学生が東京に修学旅行で来たようですけれども、桜守の活動をしたという希望があったようで、桜守をずっと続けられている方と連携をとりながら、午前中は大学通り、そこで体験的に桜守の活動に取り組みました。午後は、同じ桜守の活動を行っている小学校と交流をしたいという希望がありましたので、その中でも高学年が対象で取り組んでいる市立第二小学校を紹介しまして、そちらの子どもたちと午後、学校へ行って食事をした後で交流を持ったということで、そのことが新聞に取り上げられたものでございます。朝日新聞ですと割と5年生との交流に焦点を当てて書かれておりました。読売新聞では、桜守活動のほうを中心ということで取り上げられておりましたけれども、参加した二小の5年生たちにとっても大変貴重な経験になったかなと思っています。

2点目のいじめに関して、校長会、副校長会でいじめの解決率等について触れてはおりません。ただ、毎年の問題行動、いわゆる問行調査というのがありますけれども、その中では解決率というのは常に数値として持っております。経年の比較というのはあまり意味があるのかなというのは疑問ですので特段とっておりませんが、見つけたいじめに関して全力で解決に取り組むということは、学校、また、教育委員会も一緒になって取り組んでいるところでございます。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

この間に小学校の5校で学芸会と展覧会、学習発表会がありましたので、その感想を話したいと思います。

今回見せていただいて、まず子どもたちが学芸会や展覧会を楽しみにして頑張ってきたということがよく伝わってきました。感じたことは、そうした行事が行事のための行事ではなく、また、単発の行事といったものでもなくて、系統性や行事のねらいを意識しながら、日ごろからの継続した取り組みが見えてくるものであったということがとてもうれしく思いました。また、日々の教育活動の発表の場、1つの成果としての学芸会であり展覧会であり学習発表会ができるようになったのではないかなという感想を持ちました。

展覧会では、各学年の作品を紹介するポスターやオブジェというのでしょうか、簡単なコーナーがあるのですが、それも先生方が限られた時間の中でとても工夫を凝らして丁寧に製作されていて子どもたちへの愛情が感じられました。また、共同作品も各校見事だったと思います。

学習発表会も、子どもたちが調べたこと、わかったことに加えて、テーマに即して自分たちに何ができるのかということを発表していました。また、相手を意識して相手にわかるように話すという練習を積んできたことがよく伝わってきて、非常に大切な指導をいただいていると思います。

今、ご報告をした学校行事の中でも小中連携の具体的な取り組みがありました。こうした取り組みがふえていることはとても大切だと思いますし、子どもたちにとって中学校生活の見通しを持つ、あるいは目標を持つということは、とても大切なことだと思います。それと同時に、先生方にとっても

校種を超えた貴重な交流の場であっていただきたいと思います。そのときに時間を持つのは非常に難しいと思いますけれども、どこかで率直な意見交換ができたり、また、教員研修の場ともなるといいのではないかと思います。

以上が感想です。

もし、ほかになれば給食センター所長に1つお伺いしたいことがあるのですけれども、11月の農業新聞に、地場産の梨を使った梨ゼリーを給食に提供したという記事が載ったと伺いました。これは国立市の給食センターの栄養士の方の強い思いがあって実現したとありましたので、そのお話を皆さんにご紹介いただきたいと思います。

石田給食センター所長。

○【石田給食センター所長】 給食センターでは11月2日に中学校で、同じく11月9日に小学校のほうで、国立市の地場の果物ということで梨を使ったゼリーを給食で提供いたしました。これは栄養士が地場の果物を何とか給食で取り入れられないかということで、地元の農業者の方にご協力をいただきまして、それから給食センターとあわせましてゼリーを加工する業者、3者が協力をしまして実現されたものです。

果実と果肉を30%使っているもので、非常に子どもたち、それから先生方の感想も「しゃりしゃり、しゃきしゃきとして非常にフルーティ」というような感想をいただいているところです。

なかなか業者さんの関係もございまして、金額的にも高価なので、いつもいつもというわけにはいきません。また、時期的なものもありますので、今後また機会がありましたら来年、再来年と引き続き提供してまいりたいと考えています。

あと今現在、ほかには何かできないかということで、これは小学校だけなのですけれども、ほうれん草のアイスクリームという、国立市はほうれん草とか小松菜、非常に特産品となっておりますので、ほうれん草を粉にしたものをアイスクリームに入れまして、量は非常に少ないです。ほうれん草が強すぎると味が苦くなってしまうということで、0.5%、1%、1.5%と試作してみたのですけれども0.5%が大変よろしいということで、1月に献立で出す予定になっております。よろしくお願ひします。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

果物はなかなか生で出せない状況が続いていますので、地場産の野菜や果物をぜひ子どもたちに食べさせたいという思いを形にさせていただいたことは非常にうれしいと思います。今後ともよろしくお願ひします。

ほかによろしいですか。



○議題（2） その他報告事項 1）平成22年国立市議会第4回定例会について

○【佐藤委員長】 よろしければ、次に、その他報告事項（1）平成22年国立市議会第4回定例会について報告願ひします。

是松教育次長。

○【是松教育次長】 それでは、教育委員会にかかわる案件を中心に平成22年国立市議会第4回定例会の審議経過を報告いたします。

第4回定例会は、12月1日より開催されました。

1日初日の本会議では、教育費を含んだ平成22年度一般会計補正予算（第4号）案等13議案と平成

21年度一般会計等7会計の決算認定及び「第三中学校への夜間照明設置を求める陳情」など陳情2件が提案されました。

同日審議された平成21年度の国立市一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算認定では、一般会計決算が賛成少数で不認定、各特別会計決算はすべて認定となりました。

12月3日から8日までの4日間で一般質問が行われました。21名の議員が一般質問を行いました。そのうち14名の議員から教育にかかわる質問がありました。

質問項目としましては、民主党・生方議員より、総合体育館・芸小ホール・図書館・公民館の禁煙・分煙の実態と課題について、自由民主党・新政会松嶋議員より、小中学校へのエアコン設置について、校庭の芝生化について、スポーツ振興の環境整備について、自由民主党新政会・石塚議員より、警察と学校との相互連絡制度の協定書と実施要綱について、日本共産党・吉村議員より、就学援助制度の拡充について、生活者ネット小川議員より、人権教育についての教職員研修の充実と実践について、人権教育についての各校特色ある「総合的な学習の時間」の活用について、生活者ネット・板谷議員より、実践教育研修会と子どもたちの日常への効果について、学校関係者評価委員会について、開かれた学校づくりのための地域との魅力的な連携方法について、公明党・中川議員より、国立市立小中学校にエアコンの設置を求めることについて、日本共産党・小沢議員より、実施計画の中間集約に盛り込まれた教育関連予算について、長年の市民要望でありながら「計画」に盛り込まれなかった教育条件整備について、民主党・丸井議員より、教員数減少による影響について、地元大学生の教育体制について、つぐみの会・池田議員より、文教のまち国立の教育について、イメージに見合うだけの教育環境を備えているかについて、子どもたちにとっての「教育」とは何かについて、漢字検定について、生活者ネット・阿部議員より、市内における文化芸術活動の取り組みについて、自由民主党新政会・青木議員より、学校選択性と2学期制への検討状況について、いじめやクラス崩壊の対策の状況について、小中学校一般教室へのエアコン設置について、みどりの未来・重松議員より、2006年度調査を活用した市内の近代建築保存について、学校の監視カメラの運用状況、防犯効果の検証について、教育委員の頭越しに導入が進められる警察学校相互連絡制度について、こぶしの木・上村議員より、警察学校相互連絡制度について、関口市長1期目の教育行政は、教育の自治を守れるものであったかについての質問がありました。

10日に総務文教委員会が、13日に建設環境委員会が、14日に福祉保険委員会が開催され、本会議からの付託案件が審議されました。

総務文教委員会では、「第三中学校への夜間照明設置を求める陳情」が審議され、賛成多数で採択されました。

20日に最終本会議が開催されました。教育委員会関連では、平成22年度一般会計補正予算（第4号）案が可決されました。また、「第三中学校への夜間照明設置を求める陳情」は、本会議においても賛成多数で採択されました。

なお、欠員となっている教育委員の人事案件は提案されず、20日間の会期を終了いたしました。

以上が平成22年国立市議会第4回定例会の報告でございます。

○【佐藤委員長】 報告が終わりました。ご感想、ご意見などございましたらお願いします。

中村委員。

○【中村委員】 1つ質問があるのですが、市議会で三中への夜間照明設置の陳情が採択されたということです。この市議会でこうした陳情が採択されるということの意味というか、教育委員会にはこ

ういう陳情なり要望なりが直接ここには来ていなかったわけで、その際に市議会で決定されたということは、今までのいろいろな中で優先順位がとても上がるであるとか、そういう実際の効力を持つのか、あるいは象徴的な意義というか、そのことについて教えてください。

○【佐藤委員長】 是松教育次長。

○【是松教育次長】 陳情の採択につきましては、教育委員会でも同じでございますけれども、市議会においてもそれが採択された内容については、行政としてそれを重く受けとめて対応しなければならないということになります。

特に今回の場合は、夜間照明設置を求める陳情自体が当然予算を伴うというようなことがございまして、市議会での陳情となったというふうを考えております。これを市長部局のほうで重く受けとめていただくと同時に、我々教育委員会としても三中の夜間照明設置の陳情については、真摯に受けとめて今後の対応を図っていかなければならないものというふうに考えます。

以上です。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 いわゆる教育行政とそれから一般行政の役割の関係なのですけれども、もしも予算を伴うさまざまな要望を市民の方々が持ったときに、ここに要望すると同時に、市議会に陳情を通すということがいろいろと実現の大きな力になるというふうに理解してよろしいでしょうか。

是松教育次長。

○【是松教育次長】 それはケース・バイ・ケースだと思います。予算を伴うものにつきましては、なかなか確かに教育委員会だけでは解決できない。予算編成権を教育委員会が持っておりませんので、当然市長部局なり、あるいは首長そのものへの説得、ご理解をいただいた上で予算化を図っていただくということになります。

そういった意味では、教育委員会関係の予算を伴う内容について市議会へ陳情を出されるという場合、それが採択された際には、市長に対する影響というのは強いものだというふうには思います。必ずしもただ陳情だけ出して採択されればいいのかというと、当然これは絶対的に市政全般の中で陳情の持つ意味はどういうものであるかというようなことも判断していく必要があるのではないかとこのように思います。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 よろしければ次に移りたいと思います。



○議題（３） 議案第23号 教育費の政策予算案について

○【佐藤委員長】 議案第23号、平成23年度教育費の政策予算案についてを議題といたします。

武川教育庶務課長、お願いします。

○【武川教育庶務課長】 それでは、議案第23号、平成23年度教育費の政策予算につきましてご説明申し上げます。

当議案は、平成23年度教育費にかかわります政策予算要求案を市長へ提出することに伴い提案するものでございまして、予算案につきましては、平成23年度の国立市の行政経営方針及び平成23年度予算編成方針により編成したものでございます。

次のページをごらんください。順次ご説明させていただきます。

まず初めに、義務教育の充実にかかわる施策についてでございます。こちらにつきましては8件でございます。

初めに、1の市立小中学校校庭芝生化整備事業でございます。平成24年度に第一中学校校舎南側、中庭の芝生化整備を予定しております。この整備に伴います工事実施設計委託料、要求額は227万3,000円でございます。

次に2の市立小中学校通級指導学級設置事業でございます。こちらは、現在のところ中学生を対象とした通級指導学級が開設されていないことに伴い、第二中学校に1学級の設置を行うものでございます。要求額は3,300万円でございます。

次に3、教員用教科書及び指導書購入でございます。こちらにつきましては、学習指導要領の改定に伴い平成23年、24年度採択教科書につきまして、教員用教科書及び指導書を購入するものでございます。予算要求額は634万3,000円でございます。

次に4、小学校英語指導助手委託事業です。こちらは学習指導要領改定に伴い、平成23年度から小学校5～6年生を対象とした英語指導を年間1学級35時間の枠で実施することが必要となりました。英語指導助手派遣の時間増を図るためのものでございます。要求額は20万円でございます。

次に5の学校ICT支援配置事業でございます。現在、学校ICT整備事業により各学校にパソコンが整備されておりますが、支援員を配置し機械のトラブルの対応や授業の教材としての有効活用の方法をアドバイスするなど教員の負担を軽減するため、平成23年度は4名の配置を予定しております。要求額は1,214万9,000円でございます。

次に6、特別支援教育指導員（巡回）配置事業でございます。こちらにつきましては、現在2名の巡回指導員を配置しているところでございます。この配置により指導内容の改善が図られたことから、さらに1名の指導員を増員するものでございます。要求額は3名分の人件費としまして、776万6,000円でございます。

次に7、学校図書データベース化事業でございます。こちらは小学校・中学校図書室の蔵書について、データベース化するものでございます。要求額は1,232万2,000円でございます。

次に8、理科支援員配置事業でございます。こちらは大学生・大学院生や退職教員等の有能な外部人材を小学校5年、6年生の理科の授業に配置するための予算でございます。要求額は33万6,000円でございます。

続きまして、歴史文化遺産の保存と活用にかかわります施策の予算でございます。

9、郷土文化館建物外部改修工事でございます。こちらは平成21年度に実施いたしました郷土文化館建物外部劣化診断調査の結果を受け実施するものでございまして、ガラスを使用した外壁のシーリング改修を行うものでございます。要求額は1,887万6,000円でございます。

続きまして、スポーツレクリエーションの推進にかかわります施策の予算です。

10、国民体育大会運営事業でございます。こちらにつきましては、平成25年に開催予定の第68回国民体育大会の準備としまして、先進市の視察等にかかわる予算でございます。要求額は263万円でございます。

次に11、国民体育大会施設整備事業でございます。平成25年に開催予定の第68回国民体育大会におきまして、国立市は総合体育館をメイン会場にウェイトリフティング競技の会場となるため、総合体育館第1体育室床改修工事及び芸術小ホール稼働舞台仮設補強工事実施設計委託料の予算でございます。要求額は5,313万9,000円でございます。

最後に、市有財産の管理と有効活用にかかわる施策の予算でございます。

12、市立小中学校校舎大規模改造事業でございます。第七小学校校舎外壁の改修工事を実施するものでございまして、要求額は5,600万円でございます。

以上、12件で予算要求合計額は2億503万4,000円でございます。

また、教育委員会事務局では、普通教室へのエアコン設置の政策予算要求につきまして、こちらの表にはございませんが、次のことを踏まえまして予算化してまいりたいと考えております。その事柄ですが、地球温暖化の影響により気温の上昇傾向、それからPTA連絡協議会を初め6校のPTAから、それと2,850名もの広く一般市民の皆様からのエアコン設置のご要望、第4回市議会定例会での大多数の会派からのエアコン設置のご要望、エアコン設置に関する東京都の財政支援の決定、東京都の財政支援を受けた多摩各市の対応状況等、これらのことを踏まえまして、教育環境の向上を目指しまして、平成23年度当初予算への追加要求をしてまいりたいと考えております。

政策予算につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

2つお伺いしたいと思うのですが、1つは、数字で言うと5番目の学校ICT支援員の配置事業についてです。平成23年度は4名というお話がありました。文科省の関係の検討会からも、ICTの支援員の必要性が提議されている中で、具体的に支援員を委嘱している自治体は非常に少ないと聞いています。市町村では16%という数字を昨年度何かの新聞で見たのですが、その背景には財政難があると言われていた中で、国立市がもっといいと思いますけれども、限られた予算の中で4名配置が決められたということは非常に子どもたちにとって学習が進むと思いますし、ぜひそうであってほしいと思います。あくまでわかりやすい授業のためであり、また、子どもたちの情報活用能力の育成のために、ぜひ頑張っていたきたいと思っています。

実際、「ICT支援員の方が非常に熱心に取り組んでいただいて非常に助かっている」という声をよく聞いております。4名という配置と、それから平成24年度以降、今お話しただけのかわかりませんが、方向についてお話しただけならお願いしたいと思います。

それから今最後に武川課長から、他市の対応状況も見た上でエアコン設置について予算化したいというお話がありました。新聞でも都の財政支援については大きく取り上げていました。その中で、この事業が今年度から前倒しで、平成22年度からの3年間の時限措置で、対象校も542校とあったのですが、このあたりの数字と現実味というのでしょうか、それをお伺いできる範囲でお話しいただければと思います。その2点をお願いします。

悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 学校ICT支援員につきましては、今年度も4名、来年度も4名雇用しておりますが、すべて東京都の緊急雇用創出の補助金によるものでございまして、市のお金は使っていないという実態がございます。

活躍の状況はいろいろとお聞き及びだと思っておりますけれども、システムの保守、それから整備から教員への研修の実施、また、実際の授業に入って子どもたちへの支援等、本当によく頑張って働いてくれているなというふうに思っています。

今年度、来年度につきましては、そういうことで都の補助金を活用しまして4名でございますが、現時点では平成24年度以降、ICT支援員については市のお金で1名の確保はされております。

学校指導課といたしましては、コンピュータの台数も400台を超える台数があるということで、こ

れを1名ではとてもできないということで増員をお願いしているところですが、現時点では1名の配置にとどまっております。今後、ICT支援員の活用の状況等、また、財政当局に情報提供いたしまして、少なくとも2名の枠をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○【佐藤委員長】 武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 今、政策予算の中で、普通教室のエアコン設置について予算要求をしてみたいということでございますが、11月30日に東京都教育庁から公立小中学校における冷房化に関する調査というのが発表されまして、その中で市部につきましては、小学校の設置率が11%、中学校が10.2%、全体として10.8%という26市の冷房設置の状況が発表になりました。

こういった中から都議会のほうにおきましては、民主、自民、公明の3会派が都知事に対しまして小中学校エアコン設置の空調設備の整備を進めるための要望書を都と教育委員会のほうに提出されたということがございました。これを受けまして東京都の教育委員会は、財政支援を行うということを決断しまして、その内容は、東京都の補助額、標準工事額がありまして、標準工事額が1教室当たり237万円ということなのですが、その3分の1に当たります76万円を1教室当たりについて補助をするという財政支援を決定しているところでございます。

こういったことを受けまして国立市におきましても、ことしの夏の暑さがこれからも続くであろうということが当然予想されますので、教育環境の向上に向けまして予算要求をしていきたいと考えております。今、委員長からお話がありましたように、この財政支援につきましては、3カ年、今年度から前倒しで22年度、23年度、24年度の3カ年の時限の補助でございます。こちらの補助に乗りおくれますと、それ以降の整備につきましては市費で全額行わなければならないという状況がありますので、国立市につきましても来年度当初予算に工事費等予算要求をしてみまして、23、24で全校に冷房設置をしていきたいと考えているところでございます。

○【佐藤委員長】 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 先ほど、学校ICT支援員配置事業は都の補助金によるものだというお話がありましたけれども、今回ここに出ている1番から12番の中にも、緊急雇用創出のものなど、あるいは1番の校庭芝生化整備事業も都の補助があると聞いています。全体で2億500万円の予算見積もりになっていますが、このうち補助金はどれぐらいで、市が負担するお金はどれぐらいになるのでしょうか。大体で結構です。

○【佐藤委員長】 武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 今、中村委員さんのお話にあった補助金について計算をしますと、今わかっているのが東京都のほうからの補助ということで7,895万7,000円です。その他起債等がございますが、一般財源として予算の区分けがされている金額は、全体としまして2,387万7,000円でございます。以上です。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

米田委員。

○【米田委員】 2番目の中学校の通級指導学級が設置されるということは、教育委員のほうでも市

長に特別お願いしたことで、それが実現できるということは、大変うれしいことだというふうに思います。二中に1学級ということですが、この3,300万円の予算は具体的にはどのような、人件費とか教材費とかあると思いますが、わかる範囲でお知らせください。

○【佐藤委員長】 通級について質問がありました。

悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 現在の予定ですと、第二中学校の体育館の北側のプレハブです。その2教室分を使いまして通級指導学級に改修をするということを予定しております。かなり建物としては耐震的には問題ないですけれども、鉄骨等には傷みがありますので、そうした壁面とか基本的な床等の補強等も必要になりますし、2教室につきましては教育的配慮からエアコンを設置いたしますので、その予算もかなりの額になります。そしてさらに、中学校でございますので、先月か今月でしたか、国分寺市の通級指導学級を参観してまいりましたけれども、そちらを見ますと教科の学習用の備品や消耗品も大きく必要だということもわかっております。

現在の内訳としましては、工事費、あと実施設計等で3,136万7,000円、備品と消耗品、電話も必要になりますので、そうしたもので204万3,000円というふうな計画で考えております。

○【米田委員】 ありがとうございます。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

先ほど補助金の話が出ていましたけれども、補助金を有効に使うことはとても大切なことだと思います。それと同時に、補助金を有効に使いながらも、市としてもやはり全力で教育を支えるということも必要だと思います。予算の獲得には毎年とても厳しいものがあることは重々承知していますけれども、必要な情報提供を必要な部署にお願いするというのも含めまして、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

○【是松教育次長】 委員長。ちょっとよろしいでしょうか。

○【佐藤委員長】 是松教育次長。

○【是松教育次長】 一番最後に申し上げました普通教室のエアコン設置についてでございますけれども、第4回市議会の定例会の中でもかなりの議論になりました。その中で、先ほど教育庶務課長が申し上げましたように、いろいろな市民要望が出てきている。議会での要望も強い。それから都の財政支援の3カ年の期限つきで一応示されているという中で、一方で、つけたいのはやまやまのだけれども、例えば市長部局のほうでは非常に厳しい財政状況の中で、果たしてどうしたものだろうかというまだ戸惑いがあるようでございます。確かに全校につけていきますと3カ年計画といっても5億からの事業費になりますから、今回、都の財政支援と国の補助金を含めても、どうしても市は2分の1を負担しなくてはならないということで、どう安く見積もっても2億5,000万の事業支出を行わなければいけないということで、当然ながら財政を預かる市長部局としては非常にこれは困った問題になっているわけです。

議論の中では、例えば教育委員会のほうで、学校の教育課程を逆に夏休みを長くするとかいうようなことで調整できないのかというような議論もあったわけでございますけれども、いずれにしても私どももこの夏、各委員さんも各学校訪問の中であの暑さというのを体験しているわけでございます、たとえ20日間や30日間といっても、子どもたちはあの中にそれだけの日数いなければいけないわけです、こういった夏の状況がまたどんどん続いてまいりますと、いずれにしても普通教室のエアコンというのは、今まで特別な設備と考えていましたけれども、各市とも標準設備として整えていこうと

いうふうに動いております。

そうした中で教育委員会としても、事務局としては財政当局とよく財政的な面を話し合いながら何とか都の財政支援を活用しながら学校整備をしていきたいというふうに思っているわけですが、いづれにしても教育委員会としての考え全体をまた財政当局から問われるようになりますので、もし、その辺についてしっかりしたご意見がいただければ、我々事務局も今後の計画に弾みがつくといいですか、具体的なものとして財政当局に話がしていけると思いますので、少しその辺のご意見をいただければというふうに思います。

○【佐藤委員長】 今、次長からもエアコン設置についてお話ありました。夏場にも市教委訪問、あるいは道徳授業地区公開講座、それから公開等で学校にお邪魔する機会が多かったです。何回もお話に出たかもしれませんが、教室の室温が30度後半になっていました。休み時間に玉の汗をかいていた子どもが、教室に戻ってもなかなか汗が引かない状態で、よく子どもたちが授業を聞いていると思うぐらいに非常に暑い中で頑張っていました。

また、学校の対応についてもクーラーボックスを教室に持ち込んだり、おしぼりを冷やしたり、水筒を持参させたり、また、家庭のご協力、それから学校の対応も含めて、大変なご苦労されたと聞きました。そのかいがあって子どもたちも大きな事故もなく猛暑の時期を過ごせたと思います。特に夏休み過ぎの運動会の練習等では、大分学校側も対応に苦慮してさまざまご苦労されたと聞きました。熱中症等も新聞記事等で見かけましたのでヒヤヒヤしておりました。

先ほど武川課長からもお話がありましたけれども、3年間の時限措置であるということは、やはり早急に確たる意思を市長部局に伝える必要があると思っています。これを逃したらというお話は非常に説得力があると思います。また、初期投資が大幅に少なくなるということですので、1教室当たり標準で約230万円と伺いました。そのうち都が76万円を助成。実際、市の負担もやはり半分近くになるというお話もありましたけれども、ぜひ、市としても子どもたちの教育環境を整えるために、尋常ではない暑さが現実にあったということを踏まえて、前向きに受けとめていただきたいと思いますので。

確かに子どもたちにぜいたくであるとか、地球温暖化とか、環境面の問題とかという声もありますけれども、現実はこの暑さの中で事故なく学校生活を送るということを考えますと、いたし方ない状況になりつつあるのかなと私は思っております。

ほかの委員の方もご意見ありましたら。

中村委員。

○【中村委員】 私は、この前は、普通教室が無理ならせめて図書室にクーラーを設置していただきたいと申し上げました。暑かったら子どもたちが図書室に行って涼むようなことができたらいいなと思っていたのです。1つは、普通教室につけるとということは、学校図書室の設置は見送りになるのかどうかということです。

もう1つは、つけられるものだったらもちろんつけたほうがいいと思うのですが、やはり財政の負担ということがあり、237万円の部分から76万円出してもらえとしても約150万出すわけですから、その辺がどうなのか。

それから、ただ置いておけばいいものではなくて、エアコンは電気代もかかります。しかも私は1つ心配していることがあって、それはエアコンをつけると排気がとても温度が高いことです。ですから、私は道を歩いていても、エアコンのある家から熱い空気が排出されていると、それも温暖化の作

用はないのだろうかと思ってしまうのです。暖房については自分たちが温まるときに外気を冷たくはしないのですけれども、エアコンの場合には室内を冷やすために外を熱くするという作用があります。例えば学校に設置したときに、排気口に接する環境が、今までは緑のカーテンなどでいろいろと工夫されてきたのですが、それが逆に温かい排気にさらされることはないだろうかとか。ですから、実施に当たっては、温暖化に対するエコロジ的な配慮ということも総合的にぜひ学校としては考えていただきたいのです。暑いからエアコンで涼もうというふうになったこと自体は長い目で見たらどうなのかということを検討していただいた上で、だけれども、私も9月の学校訪問で本当に暑い中で子どもたちがよく勉強しているなということをおもいました。ですから実施の方向で私も賛成していますが、ただし、本当に暑いから、そして補助金が出るからエアコンを入れてというその前に、もう少し慎重な検討が必要ではないかなというふうに少し懸念があります。率直に申し上げますと、そういうことです。

○【佐藤委員長】 是松教育次長。

○【是松教育次長】 まず、特別教室、特に図書室のほうのエアコンとの関連ですけれども、まだ東京都から詳しい財政支援内容が来ておりませんが、東京都の先ほど委員長の言われた542校については、普通教室にエアコンがついていないところの学校数ということで把握しているようでございますので、恐らく東京都も補助対象としては普通教室、子どもたちが日常勉学に励む普通教室を対象ということに区切ってくるのではないかと思います。したがって、まずは普通教室をつけるということが優先されると思います。ただ、図書室についても前々から私もエアコン設置を計画的に進めていきたいと考えておりましたので、これはある意味としては逆に普通教室が先に来たということで、その後の特別教室の整備という形になろうかと思えます。できれば一括で普通教室、特別教室を一挙にやってしまいたいのですが、そこは財政サイドとよほど詰めないで、特別教室のほうの補助対象がないとなれば、なかなかすぐには一度にはそこまで見てもらえないのではないかなと思いますので、特別教室は普通教室の後の整備として年次的に考えていきたいというふうに今のところ思っております。

それから議会でもやはり地球温暖化に対する問題というものの懸念がありました。そういうことも含めて、やはり電気消費量がどうしても多くなりますと地球温暖化に結びついてまいりますので、電気消費量は極力抑えていきたいということで、東京都も237万円という金額の設備については、恐らく電気エアコンではなくてガスヒートポンプエアコンということで、電力量が普通の電気エアコンに比べて10分の1ぐらいの消費電力で済むと言われていた方式を想定しているのではないかなというふうに思っております。もちろん子どもたちも学校の中で環境教育を行っているわけなので、できるだけ電気を節約する。それからできるだけ温暖化を防止していくということをやっております、緑のカーテンや屋上庭園等をやっているわけでございますので、その教育の趣旨に沿うように当然設備の運用はしていく必要があるかと思っておりますので、そういう点は学校にもしっかりとエアコン設置と環境教育というところの整合性を指導していくつもりでおります。

○【佐藤委員長】 米田委員。

○【米田委員】 ことしの夏は特例というように思いますが、これからまたこういう暑い時期、夏が続かないという保証はないと思います。私はちょっと質問したいのは、区部では96.5%、22年度には小学校で設置されているということがあります。市町村のほうは非常にその半分もいかない22.5%ということになるわけですが、この区部での設置ということに関しては、東京都が100%やっている

ということになっているのですか。どうして区がこんなに96.5%で、市の場合にはこれだけ今までに差がついているか。それが補助金とかそういうものの差なのかということ、少しご説明ください。

○【佐藤委員長】 武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 はっきり調べたわけではございませんが、23区のほうの財政状況によることだと思います。今回、東京都は26市町村に限って助成を出す。要するに財政支援を行っていただけるということになりまして、23区は当然対象外となっています。残りの4%の数字につきましては杉並区なのですが、杉並区も区長さんの方針を変えまして、やはりエアコンは当然、次長がお話ししましたが、通常の設定だろうという判断になりまして、早々と杉並区のほうは設置を決めているということで、杉並区が当然設置することになるということで23区が100%になるわけです。そういった状況を考えますと、やはり23区の財政力はかなりのものがあるって、財政支援を必要としないのであるということだと思っております。

○【佐藤委員長】 米田委員。

○【米田委員】 そうしますと、市町村の場合の財政力というのが今まであまりないということで、実態としてエアコンがついていなかったということになると思います。ことしは特別暑いというふう考えた場合に、すぐ来年に向かってずっとそういう状況が続くということで、すぐつけるということは予算的なことが物すごく、2億5,000万円というのは国立市の予算からするとかなりの大きな支出だというふうに思われます。1年間様子を見るというわけにはいかないのでしょうか。

○【佐藤委員長】 武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 先ほど申し上げましたように、東京都がせっかく財政支援を決定していただきました。その後の財政支援につきましては、時限、要するに期限が切られているということです。もし1年間様子を見て24年度工事ということになりますと、11校一遍に工事をしなければならぬということが起きてしまいます。そうしますと、教育委員会も施設係のほうで工事の対応をやっているところではございますが、現体制で11校の工事を1年間でできるかということ、なかなか難しい点があるのではないかと思っております。

○【米田委員】 はい。

○【佐藤委員長】 先ほどヒートアイランド現象等のお話が出ました。都でもそのあたりの配慮があるということと、もしですけれども設置が決まれば、現場で節約なり地球温暖化の防止等、適正に使う知恵を出す等、教育面からも指導していくというお話もありました。ことしの夏の暑さはこれまでと質が違ったということも1つあると思いますし、先ほど米田委員からもお話が出ましたが、23区と比べて設置率の異常な低さというか、数字の違いがかなり話題になりました。また、「教育格差」という言葉も使われていますので、とにかく予算要求はすべきだろうと思っています。

ほかにご意見がありましたらお願いします。

中村委員。

○【中村委員】 私も予算要求には反対しませんが、それを設置することが万能薬ではないということの配慮をお願いしたいのと、もう1つは、例えばせっかくエアコンもつけたのだから補習授業とかやって夏休みに学校へ子どもを来させたいとか、そういうふうにはならないようにお願いしたいと思っております。

○【佐藤委員長】 悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 その件につきましては、保護者の方の要望等もありますし、子どもたちの

将来を考えて補習をやってあげたいという学校の気持ちもあるわけですが、現状においては暑い教室では勉強に身が入らないということで、現在入っているクーラーのある教室数で補習を組んでいるという学校がほとんどです。子どもたちもそれほど夏も時間があるわけではないですから、例えばエアコンが入ったから補習が大幅にふえるとか、そういう状況は想定しておりませんが、学校のほうで子どもたちのためにしてあげたいと思っていてできなかった部分は、設置によって改善されていくだろうというふうに考えております。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、採決に入りたいと思います。

皆さん、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 では、議案第23号、平成23年度教育費の政策予算案については、可決といたします。



○議題(4) 議案第24号 国立市教育相談員規則の一部を改正する規則案について

○【佐藤委員長】 次に、議案第24号、国立市教育相談員規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

悴田学校指導課長、お願いします。

○【悴田学校指導課長】 議案第24号、国立市教育相談員規則の一部を改正する規則案についてご説明いたします。

本件は、国立市教育センターの名称及び相談員の人数について、現状に即して規定を整備するため、規則の一部を改正するものです。

内容について補足説明をいたします。

2枚目にございますけれども、改正の内容ですが、第2条第1項を規則案にあるように改めるものです。国立市教育センターについては、旧の名称がこの規則に残っておりましたので、これは現在の名称に改めます。また、現在、相談員の人数について現在の規則には載っておりますけれども、状況によってかなり変化が出てまいりますので、人数が入っておりますとその都度改正をするということになってまいります。そこで、規則の中では人数はとっていったらどうかということで今回削除するというふうに考えております。ご審議よろしく願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

中村委員。

○【中村委員】 今ご説明のありました相談員の人数ということですが、現況では専任相談員が5人以内、専門相談員が2人以内ということで、実際に今、何人の方がお勤めになっているかということを知りたいのと、もう1つは、これを書かないということの意味は、むしろ上限を持たないでふやすことができるという方向で受け取ってよろしいかどうか。ただ数名だと目安があいまいになるのではないかという心配がちょっとありますので、そのところをお聞かせください。

○【佐藤委員長】 悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 現状では専任相談員が8名おります。小学校各校に1名ずつと、あとセンターに常勤している職員が1名おりますので8名ということで、既に現行の人数をオーバーしている

という実態がございまして、後から規則を改正するというような性格になっております。

現在、各学校に週1日しか配置ができておりません。ですから保護者、また、子どもたち、教員の要望も、配置人数をふやしてほしいということはかなり切実な要望というふうに受けとめております。ただ、現在の財政状況から、現状では人数をふやすとか日数をふやすところにはまいっておりませんが、今後さらに充実を図っていく必要があるということは考えております。

それから専門相談員につきましては、現状2名以内となっておりますけれども、現在は1名専任の方をお願いしております、これが首都大学東京の学生サポートセンターの支援担当部長さんという方なのですが、この方に主にケース会議になるのですが、具体的にどういうふうにしていったらいいかということ月一度ご支援いただいて学習して、それを相談業務に生かしております。現状1名ですが、今後また人についてはふやすこともあるかもしれませんので、これについてもあわせて人数は削除しようということでご提案いたしましたものでございます。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 ほかによろしいでしょうか。

現状に即して規定を整備するということですので、私は結構だと思います。

よろしければ採決に入りたいと思います。

皆さん、ご異議がないようでしたら、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、議案第24号、国立市教育相談員規則の一部を改正する規則案については、可決といたします。



○議題(5) 議案第25号 国立市特別支援教育就学奨励費支給要綱案について

○【佐藤委員長】 次に、議案第25号、国立市特別支援教育就学奨励費支給要綱案についてを議題といたします。

悴田学校指導課長、お願いします。

○【悴田学校指導課長】 議案第25号、国立市特別支援教育就学奨励費支給要綱案についてご説明申し上げます。

本件は、特別支援教育就学奨励費の支給の基準等を明確にするために要綱を制定するものでございます。

内容について補足説明をいたします。

特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者のうち、教育費にお困りの方に対して、その就学の性格にかんがみて保護者の経済的負担を軽減するためのものでございます。

受給者の認定ですけれども、就学援助同様に審査がございまして、しかし、この基準は就学援助の基準に比べると緩いものになっておりまして、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者で就学援助の対象になる所得を超える方に対して、上限もある程度ありますので、その基準内で奨励費を支給しようとするものでございます。

就学奨励費については、実は従来から支給をしているものでございますが、現在は国の補助金の要綱の規定に準じまして支給をしております。そこで、市できちんと要綱を設けるべきだというふうに考えまして、このたび議案として提出しているものでございます。

また、あわせて通級指導学級通級者の通学費の補助についても、この名称が「特別支援教育就学

奨励費」でございますので、こちらにきちんと位置づけようということで入れてございます。

要綱のほかの内容については、従来の支給内容と変更はございません。また、様式等も従来使ってきた書類に準じて作成しております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

先ほど要綱を制定するというお話がありました。保護者の方にはこれまでも支給していたということですので、保護者の方が提出する申請に対して、書類提出も含めてこれまでとは大きな変更はないと考えてよろしいのでしょうか。そうすると改めて周知徹底することは特に必要はないということで理解してよろしいですね。

○【悴田学校指導課長】 はい。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 ここでは支給内容のところに「実費の2分の1」とか、そういう表現がありますが、これは実費の2分の1までを市が補助することなのか、あるいは都や国の補助金があってという中で市は全体の2分の1を負担するので、場合によっては保護者の負担はないような項目もあるということですか。

○【佐藤委員長】 悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 この特別支援教育就学奨励費につきましては、国の補助ということで出ておりますので、基準も現在国の基準がございまして、その中で特別支援学級在籍者については、何については全額とか何については半額とか、そういうふうに定められておりますので、そちらを市の要綱としてきちんと作成をしたというふうにご理解いただければいいかと思えます。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 ということは、国のほうに要綱があつて金額も定めてあるのに準じて、市がそれを具体的に支給するための要綱を定めたということで、市がお金を出すわけではないということですか。

○【悴田学校指導課長】 はい。

○【中村委員】 わかりました。

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入りたいと思います。

皆さん、ご異議がないようでしたら、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第25号、国立市特別支援教育就学奨励費支給要綱案については、可決といたします。

◇

○議題(6) 議案第26号 国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案について

○【佐藤委員長】 続いて、議案第26号、国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案についてを議題といたします。

悴田学校指導課長、お願いします。

○【悴田学校指導課長】 議案第26号、国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案についてご説明申し上げます。

本件は、国立市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

内容についてですが、現行の就学援助費の支給要綱には、支給費目として特別支援学級在籍者の通学費の規定がされていましたが、実際には近隣の学校に通っているということもありまして支給はございません。そこで、支給要綱からは削除するというので今回の提案になっております。

なお、先ほどの議案第25号において、特別支援教育就学奨励費支給要綱が制定されましたので、今後は就学奨励費として支給をしていくということで、例えば現在行っている通級サポート事業は、そちらに位置づけているものでございます。

また、様式でございますけれども、第1号様式、申請書については従来から記入漏れや押印漏れが多い部分が多かったので、その部分を強調したり、あるいは記入欄の狭い部分を広げたりするなど使用上の便宜の向上を図るために様式については若干改めております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○【米田委員】 はい。いいです。

○【佐藤委員長】 先ほど押印漏れが多いので書類の形式を一部変えましたというお話がありまして、押印漏れがあると支給も遅くなれば、こちらも書類の行きつ戻りつが多くなると思うのですけれども、一応渡すときに説明等していただいている前提でということですのでよろしいですか。

悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 説明もございますので、そちらを読んでいただければいいのですけれども、実際にはなかなか初めて書く書類等ですと誤りもありますので、極力そうした誤りが生じないようにということで係のほうでかなり工夫をしまして、このように改めさせていただきたいと考えております。

○【佐藤委員長】 はい。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。

皆さん、ご異議がないようですので、こちらも可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第26号、国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案については、可決といたします。



○議題(7) 議案第27号 平成22年度国立市文化財登録について(諮問)

○【佐藤委員長】 続いて、議案第27号、平成22年度国立市文化財登録について(諮問)を議題といたします。

尾崎生涯学習課長、お願いします。

○【尾崎生涯学習課長】 議案第27号、平成22年度国立市文化財登録について(諮問)の説明をいたします。

国立市文化財保護条例第43条の規定により3件の文化財登録の適否について、国立市文化財保護審議会へ諮問するものでございます。

次のページをお開きください。

これは教育委員会から文化財保護審議会へ諮問する諮問書の文案でございます。

次のページをお開きください。

平成22年度国立市文化財登録候補一覧でございます。種別として登録有形文化財でございます。名称は谷保天満宮天神画像版木、所有者は谷保天満宮でございます。

登録候補の理由でございます。天神画像の入った札を作成するための版木でございます。谷保天満宮の別当寺である安楽寺で使用したものとされます。画像は、狩野派の画家で関戸村の天領の名主でもあった相沢五流によるものでございます。

次に、種別は登録有形文化財でございます。名称は有栖川宮威仁親王殿下台臨記念碑でございます。所有者は谷保天満宮でございます。

登録候補の理由でございますが、本碑は、谷保天満宮梅林の西端に位置しており、長年、多摩川河川敷での陸軍演習の指揮所を記念して建てられたものと考えられていましたが、自動車ジャーナリストらの調査によって、日本初の「遠乗会」（ドライブツアー）の実施を記念した石碑であることが明らかとなっております。

次に、やはり種別は登録有形文化財でございます。名称は孝林道人詩碑でございます。所有者は、やはり谷保天満宮でございます。

登録候補の理由でございますが、本詩碑は、谷保天満宮梅林の中央手前にある板石で、南養寺22世孝林碩慶の詠んだ詩を、門人が安政5（1858）年に建てた碑でございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 これはみんないいと思います。次のページの説明に書いてあるとおりですけれども、初めての「遠乗会」で、日比谷公園から立川までドライブして、谷保天満宮で昼食会が持たれて、写真も残っているのです。有栖川宮は、日本初のガソリン自動車の製作を命じて、「自動車の宮様」と呼ばれた人でした。ことし、谷保天満宮はそれを記念して、クラシックカーを集めて、結構盛大に、一生懸命力を入れてやった事業です。

3番目の詩碑も、南養寺の22世のありがたい詩が刻まれているというので、いずれも文化財登録にふさわしいものだと思います。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

私は大学通りをクラシックカーが走っていた光景をちょうど見かけましたが、随分多くの方がデジカメを片手に見学にいらしていたので大変驚きました。3件ともぜひ諮問を進めていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入りたいと思います。

皆さん、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○【佐藤委員長】 議案第27号、平成22年度国立市文化財登録について（諮問）は、可決といたします。



○議題（8） その他報告事項 2）平成23年国立市成人式の実施について

○【佐藤委員長】 次に、その他報告事項に移ります。報告事項（2）平成23年国立市成人式の実施について。

尾崎生涯学習課長、お願いします。

○【尾崎生涯学習課長】 平成23年国立市成人式の実施について説明させていただきます。

対象者は、平成2年4月2日から平成3年4月1日生まれの方で、対象人数は798名でございます。去年に比べて54人の増加でございます。

次に、成人式の準備会と式典内容等でございます。

成人式の準備会につきましては、市報9月5日号で成人式準備会のメンバーを募集いたしました。一橋の留学生を含めまして7名が準備会に集まっていただきました。

式典の内容につきましては例年どおりでございます。司会進行は準備会のメンバーで行っていただくという内容でございます。

式の内容でございます。第1部が式典でございます。第2部が「ケーキパーティ」になっております。

式典の協力団体として、国立三中OB吹奏楽団、混声合唱団の国立ときわ会に協力していただきます。

開催日時でございます。平成23年1月10日（成人の日）でございます。午前10時半開会の正午まで終了いたします。

会場は国立市民総合体育館でございます。

予算措置については例年どおりとなっております。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

米田委員。

○【米田委員】 ことしも7名の準備会の方たちが手を挙げていただいて、その方を中心に開催できることを大変うれしく思います。去年もプログラムを2種類つくるとか、その年々にいろいろな工夫があって、ことしもどんな工夫をしてくださるかというのが非常に楽しみです。

式典の中で「大地讃頌」に関しては、この何年かいろいろな案が出ております。「大地讃頌」、中学生のときにはあんなにすばらしく歌えたのに、実際に新成人の人だけで歌ってもらうとほとんど声がしないということから、ときわ会の合唱団の方がご協力いただけるというような形で来ていただいています。そうすると今度はときわ会の演奏会のようになってしまって、新成人はそれを聞いているだけみたいな形になってしまうということで、どうしたものかというような状況になっていると思います。ときわ会の方はことしも来てくださるということで、独唱会にならないように歌うことと、さらには新成人の人々への歌唱指導のようなこともやっていただけると、子どもたちも思い出しながら歌えるのかなというふうに思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 成人式というのは一時荒れたでしょう。私もよく講演会の形で行ったりしたけれども、みんなザワザワしていて非常に不愉快に思うので、私は要らないと文書を書いたことがあるのですが、今、国立市はどうなのでしょう。

○【佐藤委員長】 尾崎生涯学習課長。

○【尾崎生涯学習課長】 私は去年いなかったのですが、聞いた話では、この何年かは正常に行われていると。

○【嵐山委員】 正常というのはどういうことですか。

○【尾崎生涯学習課長】 粛々と言いますか、それほど混乱することはないということです。

○【嵐山委員】 はい。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 それでは、今まで2回出た経験から少し申し上げますと、指定はないのですけれども、大体卒業した中学校ごとぐらゐに座ることが多いと思います。問題があるといえば、係の方が「始めますから皆さんどうぞ中に入ってください」と言っても、外でおしゃべりしていてなかなかすぐには入ってこないというのはありましたけれども、始まったときには大体みんなよく市長のあいさつなども聞いていると思います。

私、「大地讃頌」については、いつもどうしたものかなと考えています。本当にいい歌だと思えますし、多分そういうことも意識して各中学校では合唱コンクールの課題曲として選んでくれていると思うのですけれども、とにかく難しい曲です。合唱コンクールの前には1カ月ぐらゐ本当に集中的に練習して達成感があって素晴らしいと思うのですけれども、何が難しいかという、多重唱で、しかもどのパートも旋律として全体を通して歌うということがないのです。ここはソプラノ、ここはアルトと次々と変わるので、全体を通す旋律がないという点がとても難しい曲です。

それから、友達同士で座ってしまいますので、パートで分かれるわけではないです。本当に「大地讃頌」をきちんとやろうと思ったら、ソプラノはここというぐらゐにパートで座らせて、しかも音楽の先生が「こうだったでしょう」と思い出させることをやって、そうすると昔の歌声が少しは戻るかもしれないということです。ですから私も、中学生たちが昔歌った歌をみんなで歌う、しかも一中、二中、三中、みんなが同じ歌を歌えるというのはすてきだなと思うのですけれども、とにかく「大地讃頌」は難しいなというのがあります。

かといって「大地讃頌」を歌うのが成人式の目的ではないので、今言ったようなパートごとに分かれるというのも変です。そうすると、やはり1回ぐらゐはパートの練習ぐらゐして、そのときとききわ会の方が「こうだったよね」と指揮でもしてくだされば、今までよりはもう少し歌えるかなと思います。新成人の人たちも「こういうのを歌ったっけな」というのが思い出せて共有体験を持てる。けれども、20歳になってあれをきちんと歌うのは無理だなというふうに思います。

今、米田委員がおっしゃったように、ときわ会の方が15人か20人ぐらゐバツと出て大きな声で歌ってしまうと、新成人は主体的に参加というよりは引いてしまうのです。ときわ会の方もちょっとサポートするような歌い方というか、もう少しいろいろ工夫のしようはあると思っています。うちの子なども結構楽しみにしていましたので、やめないのがいいかなと思っています。

もう1つ、毎年言っているのですけれども、こういう立場から名前を変えろというふうには圧力はかけられないと思うのですが、要望としては「国立三中OB吹奏楽団」という名前はいずれ何とかならないかと思っています。つまり、「OB」というのはオールド・ボーイなので、卒業した男のことなのです。このごろは父兄会という言い方はほとんどなくなっています。父と兄の会というのは、来ているのは大体お母さんでお父さんが1人ぐらゐたまにいるというときにおかしいでしょうということで、父母会になったり保護者会になったり言葉は変わっていきます。この説明のところに「OB、OG」により結成されたと書いてあることはとてもうれしいのですけれども、いずれ自主的に「OB吹奏楽団」というのはちょっと考え直してほしいなと、これは毎年言っています。

以上です。

○【佐藤委員長】 「大地讃頌」につきましては、合唱コンクールでの素晴らしい歌声をイメージしてしまうと成人式での合唱は物足りないと思ってしまう大人も多いのではと思います。ただ、先ほどお話にも出ましたけれども、合唱がメインというよりは、成人式を迎えた、20歳を迎えた人たちが友達と一緒に過ごしていた5年前にふと戻ることができる、そんなきっかけになるのかなと思います。

また、団体の名称につきましては、団体の思いや歴史、それから愛着、また、誇りもあると思いますので、お考えもさまざまかと思います。

また、成人式当日までこれからさまざまな準備、また、当日の式典は午前10時半開会ですけれども、この日も早朝から事務局の職員を中心に多くの関係者の方々にお世話になると思います。大変かと思いますが、来年の成人式もぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

では、次の報告事項に移らせていただきます。



○議題（9） その他報告事項 3）市教委名義使用について

○【佐藤委員長】 その他報告事項（3）市教委名義使用について。

尾崎生涯学習課長、お願いします。

○【尾崎生涯学習課長】 平成22年度11月分後援等名義使用承認一覧をごらんください。

番号1でございます。主催団体は、くにたち発達障害を考える会「太陽と昴の会」。

事業名は、国立市の中学通級についての学習会でございます。

内容につきましては、特別支援教育の形態の1つである中学校の通級指導学級について理解を深めるために、2人の講師に話をしてもらうものでございます。

番号2でございます。主催団体は、多摩川ロードレース実行委員会でございます。

事業名は、第9回多摩川ロードレース大会でございます。

内容につきましては、市民、都民を対象としただれでも参加できるロードレース大会でございます。

番号3でございます。主催団体は、東京都電動車椅子サッカー協会でございます。

事業名は、電動車椅子サッカーWONDERFESTIVAL2011でございます。

内容につきましては、大会を通じて、東京都内における選手同士の交流を深めるとともに、電動車椅子サッカーの魅力を再認識し、選手と競技スタッフの技術向上を図ることを目的とします。すみません、字が間違っています。「技」のほうです。

番号4でございます。主催団体は、塞の神どんど焼き実行委員会でございます。

事業名は、どんど焼きでございます。

内容につきましては、国立市に生まれ育った子どもたちに、伝統行事のどんど焼きを通して強い郷土意識を高めるとともに、文教都市にふさわしい健全な青少年の育成を目的とするものでございます。以上でございます。

○【佐藤委員長】 報告が終わりました。ご感想、ご意見などございましたらお願いします。

中村委員。

○【中村委員】 どんど焼きの説明のところに「国立に生まれ育った子どもたちに」と書いてあるのです。小さいことにこだわると思われるかもしれませんが、国立市を選んで引っ越してくる人たちがいたりとか、私の子どもは二人とも国立市に生まれてはいませんが、下の子どもは生後1カ月でち

らに引っ越してきました。二人とも国立市で育ったとは言えると思います。「国立市で育ちつつある子どもたち」というのはどうでしょうか。「国立で生まれ育った」というと、もちろんこれを見て「じゃあ、自分の子は生まれていないから行きづらいわ」と思う人はいないと思いますけれども、ここで生まれていない子どもたちも、自分のおじいちゃん、おばあちゃんたちは違うところにいるけれども、国立市の伝統行事と一緒に楽しんで共有しましょうという趣旨だと思うので、「生まれ育った」というところはお考えいただけないかと思っています。

それから、ちょっと話は戻ってしまうのですが、「OB吹奏楽団」という名前について、もちろん固有名詞ですし、愛着もあり誇りもあるかもしれませんが、ですけれども、女性も参加している会に「男の会」だという名前をつけているのはやはりおかしいです。そして、もしも「OB」ということに誇りを持ち愛着を持つのだとしたら、やはりちょっとどうなのですかと私はいつも言いたいと思います。ただし、私がこれをあまりいつも言っていると、言われて変えるのは嫌だからと、かえって愛着が出てきてしまうということもあるかもしれないので、これくらいに。

○【嵐山委員】 何にすればいいのですか。

○【中村委員】 それは私が言うと圧力になりますから、いいのを考えていただいて。

○【嵐山委員】 何かいいのがあるのでしょうか。

○【中村委員】 それはもし「一緒に考えて」と言われれば考えますけれども、「OB」というのはやっぱりまずいというのが私の考えです。

もう1つついでに申し上げますと、ちょっと気になっていることは、国立一中が「国中」という言い方を今でもしていることです。国立一中、国立二中、国立三中というふうに今は名前がなっています。国立市に1つしか中学校がなかったときに国立中学校、「国中」と言っていたのは当然としても今は国立一中、二中、三中です。学校だよりに「国中だより」となっているのも、ちょっとは気になりますが受け継がれたものとしてしょうがないと思っていますが、校長先生が「国中」ということをあまり折に触れ強調されるのも、二中、三中のことを考えたらやはり少し配慮していただきたいと思っています。ついでに言ってすみません。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 「生まれ育った」と、つい使ってしまう。国立市に生まれ育った人などあまりいないでしょう。私だって育ったけれども、生まれたわけではありません。確かに言われてみると、「生まれ育った」という言葉よりは「育った子どもたち」の方がいいですね。でも「国中」はいいのではないですか。略称まで、「国一、二、三中」とか言うとわからない。略称というのは、だれかが言えといったから言うわけではなくて、通常みんながそういうふうを決めて言ってしまうものだと思う。

「OB」については、むしろ女性のほうが多いのでわかります。その意味では、確かに「OB」というのは、古い言葉ですね。でも「OG」としたら男は要らないということになってしまうわけなので、何か新しいのを考えればいいと思います。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 「国中」と言うことについてですが、どこにでも一番初めにできたところがあって、そこが一番長い歴史を持っていて、そのことに誇りを持つことは大事ななことかと思っています。けれども、普通に略称として「国中」と言ってしまうことまで特に言葉狩りをしようとは思いませんけれども、

して見せていただきました。さまざまなところから勧告書というものが来ると思うのですが、こういうものが来ているということについての教育次長、それから学校指導課長のレベルでの引き継ぎ、あるいは認識、そういうものはどのようになされているのでしょうか。

○【佐藤委員長】 是松教育次長。

○【是松教育次長】 この勧告書は、平成12年3月にとり行われた二小卒業式に関するものが、平成17年3月、つまり当時の卒業式の事件後の5年たったときに、いきなり弁護士会のほうから送られてきたもののようでございます。当然私どもも当時ここにはおりませんでしたが、当時これにつきましては、平成17年第4回定例会、教育委員会の定例会のほうに報告をしてございます。平成17年3月30日に送付されたものでございますので、直近の4月20日に開催された第4回定例会で報告事項として当時の小林学校指導課長が報告をしております。

当時の委員長は佐野委員長、教育委員は佐藤委員、浦野委員、根本委員というメンバーだったようでございますが、特段これについてのご意見、感想等はなく、報告をしてそれで終わっているという状況を当時の議事録からつかんでおります。

それからこれに関しましては、恐らくこれは平成17年の第2回市議会の定例会で市議会議員より一般質問があったようございまして、当時の教育次長、当時も教育長は不在で教育次長が職務を代行しておりましたが、当時の教育次長、前教育長の早川教育長でございましたけれども、早川教育次長は「勧告については真摯に受けとめてまいりたいと考えております。ただし、勧告書については、文書の内容について教育委員会の中間報告、最終報告との見解が異なるところがございます。ただ、内容は児童の意見表明権を尊重するという子ども権利条約に基づくものであるもので、当然児童の意見表明権を尊重してということについては、しっかり受けとめて対応してまいりたい」ということをおっしゃっていますので、1つ勧告書の児童の意見表明権を尊重するということは、今までも引き継いで行っておりますし、そういう意味では学校において教員の人権感覚を磨くとかいう対応を図っているところでございます。

それから具体的な当時の二小の澤幡校長先生を初めとする子どもたちや保護者、教員との間に起きたという一連の出来事については、教育委員会が平成12年6月20日第11回定例教育委員会で中間報告にまとめておまして、なおかつ平成13年11月6日、第17回の定例教育委員会で最終報告というものをまとめておりますので、私たちはその内容を引き継いでいるところでございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 小林前学校指導課長がやはり「真摯に受けとめる」というふうに教育委員会で発言をしておりますけれども、これに関しまして勧告書の内容を見ますと「今後は児童の意見表明権を侵害することのないよう求める」ということでございますので、その点については真摯に受けとめるというふうにお話をさせていただいたというふうに理解しております。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 意見表明権の侵害がどのようなものであったかについて、少し意見を言わせていただきたいのです。あのときの事件というのは、「なぜ卒業式に『日の丸』を揚げたのですか」ということを子どもたちが校長先生に質問をしたことから始まっています。その後のやりとりが屋上でのやりとりになって、そして、その中である子どもが「土下座してもらいたいくらいだ」と1人のつぶやきとして言ったというふう聞いています。決して産経新聞に書かれたようなことではなかったわけ

です。

私が問題にしたいのは、そこでの子どもの質問を、あるいは子どもの発言を、その場で校長先生が教育者として意見を言ったりいさめたりとか、そういうことをなさらずに、非常に詳しい会話体で書かれた報告書を書いたことです。それは学校指導課の求めに応じて書いたというふうに聞いています。そして、それが教育委員会からどのような経緯かわかりませんがマスコミに漏れて、会話体の報告書を非常に忠実に反映したような新聞記事が書かれたわけです。そのことによって、国立市の子どもたちが非常に大きなバッシングを受けたわけです。

先ほどの、クラシックカーが大学通りを走ったというのは、それはすてきな光景だったかもしれませんが、当時は全国から関東地域を中心に60台から70台の街宣車が来て、「二小の先生は～」とか「二小の子どもは出てこい」と言ったりということがありました。子どもたちが校長先生に聞いた質問、そして意見を言ったことがこのような事態になったことについて、このときの教育委員会と校長先生が子どもたちを守りきれていないという、そのような勧告が出たわけです。

私としても非常に残念なのは、国立二小では子どもたちが学校行事を非常に主体的に運営していて、その中で先生に相談したり聞いたり意見を言い合ったり、そういう文化を形成してきていたことが否定されたことです。それまで二小の教育で「わからないことがあったら質問しましょう。先生に何でも聞きましょう。それからお互いに相談をしい知恵を出し合っていきましょう」という、そのように教育を受けた子どもたちが質問をしたことが、こういうふうな事件に発展したということです。

そして、いかにもその教育が間違っていたというように、ある一部の先生がこういうことをやらせたのだらうという大人の一方的な思い込み、子どもたちがこんなことを自分たちでやるはずはないという一方的な決めつけ、そういうところから、学校運営の仕方が間違っていたのだ、しかもそれは国立二小だけではなくて国立市の学校全体のあり方が間違っていたのだというところまで普遍化され、そういう認識によって学校教育の正常化というところに軌道が乗っていきました。

私は、国立市の子どもたちが、「わからないことがあったら質問して話し合って決めていきましょう」という文化の中で育った子どもたちが、これだけのバッシングを受けなければならなかったことについて、学校教育でどのようにそういう子どもたちを守っていく覚悟があったのかということがやはり問題になると思います。

子どもたちに、「何でも質問したり意見を言ったりしていいのだけれども、こと国の象徴に関する『日の丸』とか『君が代』とか、そういうことについては質問しないほうがいいのだよ」ということを私たちは教えるべきだったということなのではないでしょうか。今、二小では表現力とか話し合いとか、そういうことを言語活動の中で取り組んでいますけれども、その点で非常に素晴らしい教育を当時の子どもたちは受けたと私は思っています。考える力、話し合って物事を運営していく力、その結果についてこのようなバッシングがされたことについて、これをどういう教訓としていくのか。私たちは子どもたちに表現力や考える力を一生懸命育てて、その結果にどう責任を持つのかということです。です。私には、この勧告書については、非常に重大な提起がされたものと思っています。

そして、もう1回質問になりますけれども、このときの校長先生であり当事者の1人である、そして前回も申し上げたように澤幡先生ご自身の1人だけの責任であるとは全然思っていませんけれども、その校長先生としては象徴的な立場でもある澤幡校長先生を講師として呼ぶに当たって、この二小の事件との関係でちょっとこれはどうなのだろうかという考慮は学校指導課のほうで全くなされなかったのかどうかということをお聞きしたいです。

○【佐藤委員長】 俣田学校指導課長。

○【俣田学校指導課長】 今お話があったことの前半部分は委員のお考えだと思いますので、それは承りました。平成13年12月5日の「くにたちの教育」の中では、「中間報告に対しても事実誤認があるという指摘があった。既に校長報告書に基づく関係者からも事実確認は終了しているが云々」という記載があって、その中で「校長報告書は中間報告の見解どおりおおむね事実であることは確認できた」ということをこの「くにたちの教育」に載せております。これが国立市教育委員会としての最終的な結論というふうにとらえております。

また、そこには付記ということで、最終報告に対してこういう考え方もあるのではないかとということも当然ついておりますので、これをもって最終報告であるという認識でおります。そこで、先ほど教育次長からありました当時の前教育次長の「教育委員会の見解とは異なる部分があるが」というのは、そういう意味だというふう理解しております。

このたびの実践研の講師に関しましては、前月に申し上げましたので改めて繰り返すこともないかと思えますけれども、基本的には学校運営の問題ということは先月も申し上げました。その中で起きた事実ということで考えておりますので、一校長の問題ではないのではないかとということでございます。あとは前月の繰り返しになりますので、以上でございます。

○【佐藤委員長】 ほかにご意見がありましたらお願いします。

実践研修会の講師、それから弁護士会の勧告につきましては、先月の定例会、また、ただいまの事務局のお話に尽きるだろうと思えます。また、実践研のあり方については、次の要望書にも関連するかと思えますけれども、当然よりよいものを目指して検討を重ねていく必要があると考えています。

今、小中連携はもとより、子どもたちの学力の向上であるとか授業力の向上は全国共通の課題であって、どこの教育委員会にとっても、どこの学校にとっても喫緊の課題であることは間違いないと思えます。そうした中で実践研を進める意義というのは、とても大きなものがあると考えています。

また、実践研は教員の全員参加ということがあります。この悉皆の意味合いであるとか、授業、あるいは指導の質の向上とともに、公開することの意味というものもしっかり確認しながら今後進めていく必要があるのではと思っています。また、管理職の先生方には、現場の先生方の熱意や思いを大切にしながら、ぜひ人材を育てるという思いで力を注いでいただきたいと思っています。

来年10年目に当たるので、何らかの形でまとめていただいたらどうかということ为先月申し上げました。先月も申し上げたと思いますが、私は授業実践の積み重ね、それから授業の記録やその蓄積は、もっと評価されるべきではないかと思っています。そうした意味でもさらなる課題を明確にしながら、ぜひ今後また実のある実践研を進めていけるようなきっかけになればと思います。

それから当初、平成14年でしょうか、実践研を立ち上げたときに「公立学校と私立学校の研修を通して情報を共有できる場になれば」という、そういうした声もありました。望ましい連携がとれればということで、たしか2年目に当たる平成15年には市内の私立小学校の先生がたしか参加されたと思えます。すぐには難しいかもしれませんが、市内私立小学校の教員も参加できるような、そうした場が必要であれば、ぜひ、そうしたことも念頭に置いて進めていただきたいと思っています。

私は、校内研究、それから生活指導などすべてにわたって、学校を挙げて一丸となって取り組むことが大切であると思っています。そうであれば、実践研についても国立市の教育委員会を挙げて一丸となって、授業力の向上、それから子どもたちにわかる授業を目指して全面的に支えていくという姿勢が大切であると思っています。

ほかにご意見がありましたらお願いします。

米田委員。

○【米田委員】 実践研に関しましては、前回も意見を申し上げましたけれども、小中連携という意味でも、先生の授業力を上げるという意味でも、非常にある意味志の高い研究会だというふうに思っております。肝心なことは、その運営がどう行われているかということにあると思いますが、試行錯誤をいろいろなさって、全教員参加という中で毎年さまざまな工夫がなされているというふうに思いますけれども、実践研の公開のときの形式というのがあまりにも形式化している。研究授業をやって、そして一応協議会を少しやって、そして、いわゆるお招きした講師の講評を受けるという形になっていて、どの研究会も全くそういうことで進める必要はない。というのは協議会の先生たちの協議会の時間というのがどういうわけですか非常に短いのです。ですから感想程度は出ているぐらいで、じゃあ、それをどうしていくかということまではなかなか話がいかない。少しまどろっこしいような評価もあるということで、公開授業のあり方、その後の研究協議会のあり方、そして講師をお願いするのでしたら、講師の方に授業を含めての国立市の実践教育の意図ということを深くご理解いただいて、それに資するような発言をしていただくというようなことをぜひやっていただきたい。実践教育研究会があるということ自体が素晴らしいですけれども、それだけに甘んじることなく、さらにさまざまな取り組みというものが必要なというふうに、これも前回言いましたけれども、そういった感想を持ちます。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 私は、実践教育研修会が小学校と中学校の先生と一緒に部会をつくって共同でやっていることとか、市民も保護者も参加をして一緒に加わることができる、そういう形で、小学校が8校、中学校が3校という小規模な市であるゆえのいい点を実現していると思っています。国立市の実践教育研修会というのが他市と比べてどのような特色があるのか、それを学校指導課長にお聞きしたいと思います。

○【佐藤委員長】 悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 今、委員がおっしゃったように、小中の教員と一緒に研究をしているというのは大きな特徴であろうかと思えます。なかなか大きな市ですと困難なところがありまして、今どうなっているか把握しておりませんが、以前いた西多摩のほうでは、既に小中でやっている市もございました。それはそれなりに小中の連携がとても大事であるという認識の中で取り組んでいることだと考えております。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 この要望書の最後に幾つか、検討してくださいという要望が提起されています。個々のことについてここでゆっくり検討はできないかもしれませんが、私はここで言われている要望は、かなり同意できる項目が幾つかあります。事務局としては、こういう要望に対して、例えばこういうことは既にやっているとか、これは方針とは違うとか、その点についてはどうなのでしょう。

○【佐藤委員長】 悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 全部で6点いただいておりますけれども、2から6につきましては、まさに実践研が目指している方向そのものです。現実に事前の協議、それと当日の授業ですとか、そうい

うものに例えば研究の成果が凝縮されて、どの授業もすばらしいものになるというふうになかなかいかない部分は正直あります。それは授業者の経験年数の差であったり、さまざまありますけれども、基本的な方向として2番から6番については、実践研の目指している方向そのものだと考えています。

1番は、私も校長の時代にさまざまな学校に講師として参りましたけれども、やはりふだん教員だけの協議ではなかなか視野が広がりにくい部分を、講師を迎えて話を聞くというのは極めて価値が高いというふうに思います。私は専門は国語で、非常に口幅ったい言い方になるかもしれませんが、なかなか国語の指導についてご理解をいただいている教員が協議をしている場面ですと、いろいろ話をしているのだけれども、私が話せば解決をするという問題もあるわけです。そうなりますと「やはり講師の時間についてはある程度確保してください」というふうに、私は私が行く学校についてはお願いをしていました。そして、その中でこれからの国語の指導をこうして行ってほしいという願いを込めてお話をさせていただいていましたので、講師の話聞くことは形式的な研究協議であるということについては、同意はできません。

したがって、1番につきましては、そのときそのとき、先ほど申し上げましたけれども、そのときのねらいですとか、講師、協議の質、その他さまざまなものを勘案して講師の時間と協議の時間が決まっていくものであるというふうに考えております。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 次の要望書についてよろしいでしょうか。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 分けてということでしたので、最後の要望書についてご意見があればお願いします。

中村委員。

○【中村委員】 この要望書の趣旨はよくわかるもので、実際に今、審議会で検討いただいていることでもあります。ただ、ちょっと気になるのは2つのことです。

1つは、「子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化して、子どもが犯罪に巻き込まれたり犯罪にかかわったりする事件・事故が多発しています」とありますが、国立市では実際どうなのかということ。その把握は事務局としてはどのようにお考えなのかということを知りたいのが1つ。

もう1つは、「国立市では犯罪が起きて警察から学校に連絡がないという状況」というふうに、非常に一般的な大きな問題として出されています。ただし、例えば不審者の人がいたとか、何か事件があったということは学校を通じて連絡が来ていますから、ここで要望されたPTAの趣旨としては、「もし何か生徒や児童がかかわることが起きたとしても警察からは学校に連絡がない」というようなことを聞いているということだと思えるのです。だけれども、この連携を深める協定が結ばれることによってこれが具体的にどう変わるのかということについて、もう少し具体的に地域の方やPTAの方にもわかっていただかないと、ここでは非常に大きな不安が表明されていて、「国立市では何か起っても警察から学校への連絡は全然途絶えているみたいよ」というような不安感が保護者の間にあるとしたら、それはちょっと違うのではないかと私は思っています。

これを機会に、ふだんは見ないのですけれども、『教育六法』を見たところ、「少年警察活動規則」というのが国家公安委員会の規則の一部としてあります。ここでは警察のほうで、「本人またはその保護者に対する連絡、学校その他の関係機関への連絡、その他の必要な措置をとるものとする」と定められているのです。ということは、これを根拠に連絡をすることは可能なはずなので、この連

絡を実現するためにこの協定は必要なのかということで、それを含めて審査していただいていると思うのですが、私はこの要望書を見て、もしかしたら、全く連絡がないのではないかと、本当に不安だよねというような雰囲気があるのではないかと、もしそうだとしたら、それはちょっと問題の定義の仕方として間違っているかもしれないという危惧を抱きます。その点についてはどうなのでしょう。

○【佐藤委員長】 悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 まず、国立市の実態ということですが、まさに万引き事案については警察から情報が参りませんので、国立市の中でふえているかどうかについては把握のしようがありません。したがって、立川警察管内の件数ということではしか把握はできないということになります。ただ、立川警察管内の状況でも万引き事案が非常に多発をされていて大きな課題であるということで、警察のほうから万引き防止に向けて具体的な対策を協議していきたいということで、さまざまな機関を設置してほしいという要望が来ているところでございまして、実際に昨年からの取り組みをしているという、そういう実態でございます。

2つ目でございますけれども、少年警察活動規則というのは前段がありまして、「当該少年にかかる事件の捜査または調査のほか適切な処遇に資するため」ということで、もちろん健全育成のためというのは大前提としてありますけれども、基本的には少年警察活動規則、あるいは犯罪捜査規範というのがありますけれども、犯罪捜査のため、または処遇を検討するために連絡をとるというものであって、万引きをした子が例えばいた場合に、それを学校に連絡して家庭と学校と警察が一体になって指導を進めていくということにはなかなか直接的にならないものです。

それから警察としましては、少年警察活動規則と犯罪捜査規範というのはかなり大きな大綱的な規則、規範ですので、これだけでは、要するに犯罪というのは山ほど発生している。その中で、どの犯罪を学校に連絡して、どの犯罪をしないのか、そういうことについて協定を結ばないと、逆に個人情報保護の観点から課題があるでしょうということで、警察は情報は結ばないと出せないですよというふうになっているわけです。ですからこの大綱的な規則や規範をより具体的に情報提供をお互いに行えるようにするために、どこまでの範囲を提供していくのか、何はやってはいけないのか、もらったものの情報はどう扱うのか、そういうことを警察の中でもそれなりの要領のようなものをつくっていると聞いておりますし、本市においても協定書のほかにもそうした要領を設けようとしているわけでございます。

それからこの要望書については、私もよく知っている方でお話をする機会がございますけれども、要望書という性格から、あまり具体的に「協定書を結んでください」とか「万引き」とか、そういう表現をとっていないだけのことで、「国立市では犯罪が起きて」というのは、主に万引きのことを指しています。また、「警察との協力・連携を深めることができる新たな対応」というのは、協定書の締結というふうに理解をしているところです。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 今回、警察との協力・連携についての要望書が1通ありまして意見をいただいておりますけれども、他校からの要望書の中にも「警察からの情報提供について改善してほしい」というお声であるとか、それから校長会からの要望書の中でも「警察署と学校が協力し合える体制のリードをとってほしい」という、そういった箇所があります。

私は、まず子どもたちを取り巻く今の環境を正しく理解する必要があると思います。自分が子ども

のころのイメージであるとか、古きよき時代というのは何を指すか抽象的で嫌ですけども、それとは大分違う面があるということをまず知ろうとする努力が必要だろうと思います。その上で、何が子どもたちのためになるのか、有効な手立てを考える必要があると思いますし、必要があれば専門機関と力を合わせる、あるいは力を借りることもあるだろうと思います。

私は知りませんでしたけれども、今お話があった少年警察活動規則ですが、その規則からは漏れてしまう事案が実際にあって、その対処が今の状況ではできないということは、とても大きな問題だと思っています。また、学校などが具体的に保護者、それから子どもたちに、子どもたちの健やかな成長を願って具体的に手を打っていただいている中で、では、教育委員会は何ができるのかを考えたときに、やはり私はできることを具体的に1つずつ進める必要があるだろうと思っています。

また、スタンスや内容は全然違うのですけれども、先日の新聞には、今、多摩地区を中心に保護司会と警察が連携を深めているという記事がありました。連携体制を整えて申し合わせを締結したという内容でした。もちろん目的や状況は違いますけれども、やはりいろいろな専門機関との協力ということが今後大きな課題であり、また、進めていく必要があるのではと思っています。

ご意見はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 少年法のところで索引でたまたま隣にあったので読んだのですけれども、こういうことに関しては「少年非行の防止のための国際連合指針」というものもあります。そこでは本当に社会で子どもたちがどういうふうに主体的に参加しながら成人していくかという大きな観点から書いているところもありますので、そういうことも含めて総合的に対処していくことも必要なというふうに思います。

○【佐藤委員長】 俣田学校指導課長。

○【俣田学校指導課長】 やはり子どもたちのいわゆる生活指導という形になりますけれども、それを行うためには適切な情報がなければ学校は指導できないのです。今回の協定書につきましては、その意味で先ほど申し上げましたように、警察自身も今、個人情報を守らなければいけないとか、かなり情報公開や人権尊重の中で捜査を進め、また、立ち直りを応援していくことを進めようとしているわけで、そうした中では先ほどの2つの少年警察活動規則や犯罪捜査規範だけでは、逆に警察の側は、表現が適切かわかりませんが、学校に対して怖くて情報提供できないのです。なぜならば、提供したことによって警察が非常に個人情報を大切にしていないかのように誤解をされたり非難を受けたりする。また、実際に受けた事例も多分あるのだらうと思います。そうした中からやはりもう少しきめ細かな約束事をきちんと取り交わして、限られた条件の中で情報をやりとりして、個人情報もしっかり守りつつ健全育成を図っていこうというのが協定書の趣旨ですので、その点をぜひご理解をいただければというふうに思うところです。

○【佐藤委員長】 ただいま俣田学校指導課長から「正しい情報がなければ学校は適切な生活指導ができない」というお話は非常に重みがあると思います。先ほど社会でというお話が出ましたけれども、やはり子どもたちの健全育成のためにそれぞれの立場で役割を果たす、できることをするということが、今回、具体的には何なのかということをしっかり考えて進めていきたいと思っています。

よろしいでしょうか。ほかにはないでしょうか。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 なければ、本日の審議案件はすべて終了しました。

ここで、次回の定例教育委員会の日程を決めておきます。どのようになりますか。

是松教育次長。

○【是松教育次長】 次回の定例教育委員会は、平成23年第1回定例教育委員会となります。平成23年1月25日の火曜日、午後2時から、会場はこちらの教育委員室としたいと思います。よろしく願いいたします。

○【佐藤委員長】 それでは、次回の定例教育委員会は、新年1月25日火曜日、午後2時から、会場は教育委員室といたします。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

傍聴の皆様、お忙しい年の瀬にお疲れさまでございました。

午後4時33分閉会